相続開始後の申告と手続きのスケジュール

必要な手続き	解説
被相続人の死亡（相続開始）	
死亡届 通夜 葬式	死亡届は、7 日以内に死亡診断書を添付して市区町村長へ提出します。 年金受給者死亡届は、年金事務所（又は役所）へ 10 日（国民年金は 14 日）以内に年金証書を添えて提出します。
葬儀費用の領収書などの整理・保管	ここまでは相続税申告に必要な葬儀費用となります。
初七日法要	
遺産や債務の調査	調査結果により、相続の放棄をするかどうかを決めます。
遺言書の有無の確認	「公正証書遺言」や「法務局保管の自筆証書遺言」以外は、家庭裁判所で検認を受けます。
香典返し	
主な税務の届け出・申請書の提出期限	1. 個人事業の開廃業等届出書 （1 カ月以内） 2. 個人事業者の死亡届出書 （消費税）速やかに 3. 青色申告承認申請書 ≫詳しくはこちら 4. 青色事業専従者給与に関する届出書 ≫詳しくはこちら
四十九日法要	
相続人の確認	被相続人と相続人の本籍地から、戸籍謄本を取り寄せます。 ≫詳しくはこちら
生産緑地の買取申し出の検討	申し出期限は特に定められていませんが、売却する場合は早めに申し出を行う必要があります。
農地の納税猶予の検討	農地として農業を継続することが要件となります。
相続の放棄または限定承認	家庭裁判所に申述します。
所得税の申告と納付	
遺産分割協議書の作成	相続人全員の実印と印鑑証明書が必要となります。
遺産の名義変更	不動産の相続登記や預貯金、有価証券等の名義書き換えをします。
根抵当権の指定債務者の合意の登記	
農地法３条の３届け出	相続により農地等を取得した者は、遅滞なく農業委員会にその旨を届け出る必要があります。
相続税申告書の作成	納税資金の準備、延納か物納かを検討します。
相続税の申告と納付	被相続人の死亡した時の住所地の税務署に申告、納税します。（延納、物納の申請も同時です）

10カ月以内
6カ月以内
4カ月以内
3カ月以内